

角田市監査委員告示第5号

令和7年7月4日付け角田市監査委員告示第4号で公表した定期監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により角田市長から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年8月20日

角田市監査委員 佐藤 良 浩

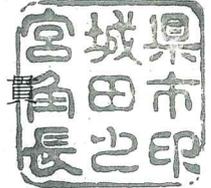
角田市監査委員 星 隆 悦



角 総 第 1 5 1 号
令和 7 年 8 月 1 3 日

角田市監査委員 佐藤 良浩 殿
角田市監査委員 星 隆悦 殿

角田市長 黒 須



令和 7 年度定期監査時指摘事項等の措置状況について（通知）

令和 7 年 7 月 4 日付け角監第 2 5 号で報告のあった定期監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

記

監査指摘事項等	指摘事項等の改善検討の方策及び措置状況
<p>○不適切な郵便切手の管理について</p> <p>郵便切手受払簿の残枚数と実際の残枚数が一致していない。使途不明分が発生しているため、このようなことがないよう管理体制を改められたい。</p>	<p>再発防止のため、各自治センターに対し、指摘事項について周知徹底するとともに、以下のとおり管理体制の見直しと改善策を実施する。</p> <p>(1) 使用時の記録徹底</p> <p>切手の使用に際しては、受払簿に必ず日付・使用目的・使用者を明記し、記入漏れを防止する。</p> <p>(2) 定期的な在庫確認の実施</p> <p>月 1 回、または四半期ごとの棚卸を実施し、帳簿と実数の一致を確認する。</p> <p>(3) 不一致時の速やかな報告体制</p> <p>万が一不一致が発生した際は、速やかに報告・原因調査を行う手順を整備する。</p> <p>今後は、透明性のある適正な管理を徹底し、再発防止に努めたい。</p> <p>なお、使途不明だった切手については、調査の結果、使途が判明したことを申し添える。</p>

【担当】総務課 森（内線 1012）